

伊総発第204号
平成21年1月16日

伊勢崎市個人情報保護審査会
会長 小暮清人 様

伊勢崎市長 矢内一雄
(総務部総務課情報公開担当)

伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正について(諮問)

このことについて、別紙のとおり伊勢崎市個人情報保護条例(平成17年伊勢崎市条例第18号)の一部を改正したいので、同条例第47条第2項の規定により、貴審査会の意見を求めます。

伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正（案）の概要

1. 改正の趣旨

統計法等の全部改正に伴い、改正の必要を認めたもの

2. 改正の背景

統計法等に係る個人情報の適用除外

統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）並びに群馬県統計調査条例（昭和33年群馬県条例第17号）に基づく統計調査等によって集められた個人情報は、個人が識別されない形で処理及び使用されていることや、統計法等において目的以外の使用の禁止、知り得た秘密の守秘義務、これに違反した場合の罰則が定められているなど、個別の保護措置が講じられている。

そこで、伊勢崎市個人情報保護条例では、その第41条第1項において、統計法及び統計報告調整法並びに群馬県統計調査条例に規定する統計調査等に係る個人情報については、伊勢崎市個人情報保護条例の規定を適用しないこととしている。

統計法等の全部改正

公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画の策定、統計データの利用促進に関する措置、指定統計等の用語の改正等を内容とする統計法及び群馬県統計調査条例の全部改正が行われるとともに、統計報告調整法の廃止が行われた。

平成21年4月1日に全面施行

3. 改正の概要

伊勢崎市個人情報保護条例第41条第1項に規定する条例が適用されない個人情報について、改正後の統計法等に沿った条文の整備を図るもの

【現行規定】

（法令等との調整）

第41条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報

統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報

統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報

群馬県統計調査条例（昭和33年群馬県条例第17号）第2条に規定する統計調査によって集められた個人情報

4. 改正後の個人情報の取扱い

統計調査に係る個人情報の取扱いに変更は生じないもの

5. 伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>〔平成17年1月1日 条例第18号〕</p>	<p>〔平成17年1月1日 条例第18号〕</p>
<p>第1条 、 省略 第40条</p> <p>(法令等との調整) 第41条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 <u>統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報</u> (削る) (削る) <u>群馬県統計調査条例(平成20年群馬県条例第53号)第2条に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</u> 2 、 省略 6 第42条 、 省略 第63条</p> <p>附 則 この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条 、 省略 第40条</p> <p>(法令等との調整) 第41条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 <u>統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報</u> <u>統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報</u> <u>統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)</u>の徴集によって得られた個人情報 <u>群馬県統計調査条例(昭和33年群馬県条例第17号)第2条に規定する統計調査によって集められた個人情報</u> 2 、 省略 6 第42条 、 省略 第63条</p>

条文については議会に上程するに当たり、修正する場合があります。